

山武市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山武市犯罪被害者等支援条例（令和 6 年山武市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(見舞金を支給しない場合)

第 3 条 条例第11条第 1 号から第 3 号までに規定する見舞金の支給制限については、次に掲げるいずれかに該当する場合に適用するものとする。

(1) 条例第11条第 1 号に規定する親族関係とは、次に掲げるものをいう。

- ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
- イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
- ウ 3 親等内の親族
- エ 同居の親族

(2) 条例第11条第 2 号に規定するその責めに帰すべき行為とは、次に掲げる行為をいう。

- ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
- イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- ウ 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為

(3) 条例第11条第 3 号に規定する社会通念上適切でないと認められるときとは、被害者又は第 1 順位遺族（第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、そのいずれかの者）に次のいずれかに該当する事由があるときをいう。

- ア 当該犯罪行為を容認していたとき。
- イ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族、その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。
- ウ 山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第 1 号）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当するとき若しくは暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有するとき。

(傷害見舞金の支給の申請)

第4条 条例第14条第1項の規定により傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、山武市傷害見舞金支給申請書（別記第1号様式）及び犯罪被害申告書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- (2) 申請者本人であることを確認することができる身分証明書等
- (3) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市民であったことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(遺族見舞金の支給の申請)

第5条 条例第14条第1項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者は、山武市遺族見舞金支給申請書（別記第3号様式）及び犯罪被害申告書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書又はその他の当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者本人であることを確認することができる身分証明書等
- (3) 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市民であったことを証明する書類
- (4) 申請者と被害者との続柄を証する戸籍の全部事項証明書等の戸籍に関する証明書
- (5) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
- (6) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- (7) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者によって生計を維持していた事実を認めるに足りる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(見舞金の審査結果決定通知書)

第6条 市長は条例第15条の規定により、見舞金の支給の可否を決定したときは、山武市見舞金支給審査結果決定通知書（別記第4号様式）により、その内容を当該申請者に通知しなければならない。

(転居費用の助成の申請)

第7条 条例第19条において準用する条例第14条第1項の規定により転居費用の助成の申請をしようとする者は、山武市転居費用助成申請書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 転居費用を支払ったことを証明する書類

（2） その他市長が必要と認める書類

（準用）

第8条 第6条の規定は、前条による申請があったときについて準用する。この場合において、第6条中「山武市見舞金支給審査結果決定通知書（別記第4号様式）」とあるのは「山武市転居費用助成審査結果決定通知書（別記第6号様式）」と読み替えるものとする。

（照会）

第9条 市長は、この規則の施行に関し必要があると認めるときは、警察その他の関係機関等に照会することができる。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

別記

第1号様式（第4条関係）

山武市傷害見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

山武市犯罪被害者等支援条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添「犯罪被害申告書」のとおり

2 負傷の状態

別添「診断書」のとおり

3 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名		支店名	
口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

4 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

添付書類

1 申請に必要な提出書類

- ☐ 犯罪被害申告書（別記第 2 号様式）
- ☐ 被害者の傷害の状態及び加療を要する日数に関する医師の診断書
- ☐ 傷害見舞金申請者本人であることを確認することができる身分証明書等
- ☐ 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市民であったことを証明する書類

2 代理人が申請を行う場合は、上記 1 の書類に加えて

- ☐ 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

3 その他

- ☐ その他市長が必要と認める書類

犯罪被害申告書

年 月 日

（宛先）山武市長

（申告者）
住 所
氏 名

1 被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日	年 月 日 （ 歳）	
被害者の住所		
犯罪が行われた時の被害者の住所		
被害の発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
被害発生場所		
犯罪被害に係る罪名 （判明している場合）		
犯罪被害の概要		
取扱警察署及び被害届 受理番号等	都道府県名	
	警察署名	
	受理日	年 月 日
	受理番号	

2 支給除外事由の確認

下記のとおり、支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

- ☐ 1 犯罪行為が行われた時において、被害者等と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がない。
- (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - (2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）
 - (3) 3親等内の親族
 - (4) 同居の親族
- ☐ 2 犯罪行為による被害について、被害者等に次のいずれかに該当する行為がない。
- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為
 - (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - (3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- ☐ 3 被害者等に次のいずれかに該当する事由がない。
- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - (2) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族、その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
 - (3) 暴力団員又は暴力団員等に該当する、若しくは暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有するものであること。

※傷害見舞金の場合は、被害者本人のみ

3 情報提供の同意等

- ☐ 見舞金の支給及び転居費用の助成に必要な警察その他の関係機関が保有する犯罪行為による被害に関する事項について、山武市が照会し、提供を受けることへの同意
- ☐ 同意します ☐ 同意しません

4 見舞金の返還

- ☐ 見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、山武市犯罪被害者等支援条例第16条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還することへの同意
- ☐ 同意します ☐ 同意しません

山武市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

山武市犯罪被害者等支援条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添「犯罪被害申告書」のとおり

2 申請者と被害者との続柄

☐配偶者 ☐子 ☐父母 ☐孫 ☐祖父母 ☐兄弟姉妹☐その他（代理人等）

3 振込先（申請者名義の口座に限る。）

金融機関名		支店名	
口座名義人			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

4 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年 月 日
代理人住所			
代理人電話番号			

添付書類

1 申請に必要な提出書類

- ☐ 犯罪被害申告書（別記第2号様式）
- ☐ 被害者の死亡診断書、死体検案書又はその他の当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- ☐ 申請者本人であることを確認することができる身分証明書等
- ☐ 申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市民であったことを証明する書類
- ☐ 申請者と被害者との続柄を証する戸籍の全部事項証明書等の戸籍に関する証明書
- ☐ 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
- ☐ 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者によって生計を維持していた事実を認めるに足りる書類

2 申請者が被害者の配偶者以外である場合は、上記1の書類に加えて

- ☐ 第1順位の遺族であることを証明することができる書類

3 代理人が申請を行う場合は、上記1の書類に加えて

- ☐ 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

4 その他

- ☐ その他市長が必要と認める書類

山武市見舞金支給審査結果決定通知書

第 号
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のありました傷害見舞金・遺族見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

見舞金の額 円

2 支給できません。
(理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山武市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山武市を被告として（訴訟において山武市を代表する者は山武市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが求められる場合があります。

山武市転居費用助成申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

山武市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり転居費用の助成を申請します。

記

1 申請者と被害者との続柄

- ☐被害者本人 ☐配偶者 ☐子 ☐父母 ☐孫 ☐祖父母
☐兄弟姉妹 ☐その他（代理人等）

2 被害当時の住所

山武市

3 現在の住所

4 転居費用の助成に係る見舞金の種類

- ☐ 傷害見舞金 ☐ 遺族見舞金

5 申請理由及び内訳書

申請内容	
転居が必要な事情	☐ 自宅が被害を受けた場所になったため ☐ 自宅付近が被害を受けた場所になったため ☐ その他（ ）
支払金額	円
助成申請額	円（上限50,000円）

添付書類

1 申請に必要な提出書類

☐ 転居費用を支払ったことを証明する書類

2 代理人が申請を行う場合は、上記 1 の書類に加えて

☐ 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状）

3 その他

☐ その他市長が必要と認める書類

山武市転居費用助成審査結果決定通知書

第 号
年 月 日

様

山武市長



年 月 日付けで申請のありました転居費用の助成については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給します。

転居費用の額 円

2 支給できません。
(理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山武市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山武市を被告として（訴訟において山武市を代表する者は山武市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが求められる場合があります。